

議案第 36 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成 18 年四万十町条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 21 年度から平成 23 年度までの」を「平成 24 年度から平成 26 年度までの」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「22,200 円」を「29,400 円」に改め、同条第 3 号中「33,300 円」を「44,100 円」に改め、同条第 4 号中「44,400 円」を「58,800 円」に改め、同条第 5 号中「55,500 円」を「73,500 円」に改め、同条第 6 号中「66,600 円」を「88,200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四万十町介護保険条例第 4 条の規定は、平成 24 年度分の保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成 24 年度から平成 26 年度までにおける保険料率の特例）

- 3 令附則第 15 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、52,900 円とする。